

合併完了の公告

当社は、令和七年九月一日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日新火災総合サービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いましたので、保険業法第一百六十六条第一項及び保険業法施行規則第一百三十三条の規定に基づき、以下のとおり公告いたします。

1. 保険契約者その他の債権者の異議申述について

当社は、保険業法第一百六十五条の二十四第二項の規定に基づき、令和七年六月三十日付公告により、当社の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告を行いました。

異議申述の期限である令和七年七月三十一日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。

2. 株式買取請求について

当社は、会社法第七百九十七条第三項に基づき、当社の株主に対し、通知を行いました。が、株式買取請求の期限である令和七年八月三十一日までに買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

3. 本合併の効力発生日

令和七年九月一日

4. 本合併後の当社の本店所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

令和七年九月一日

東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

日新火災海上保険株式会社

代表取締役 織山 晋